解散公告（第二回）

当組合法人は、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

長野県下水内郡栄村大字堺六〇九二番地
農事組合法人小滝肉用牛生産組合
清算人　樋口　金也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町一九九番地
財団法人願照寺護持会
代表清算人　市古　和弘

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月二十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

大阪府豊中市中桜塚三丁目一番一号豊中市役所内
豊中市土地開発公社
清算人　武井　眞一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔三二四番地
社団法人宇井苔保郷会
清算人　林　昭一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月二十五日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木一番地の一
黒川地域土地開発公社
清算人　浅野　元

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月十六日開催の評議員会の議決及び同日付の理事の三分の二以上の同意に基づき、平成二十五年一月四日付神奈川県知事の認可により、平成二十五年一月七日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

神奈川県藤沢市湘南台一丁目一九番地の一〇
社会福祉法人渡邊積善会
清算人　渡邊　史朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十八日開催の評議員会の決議により、平成二十四年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野一〇六九番地
財団法人笠峯会
清算人　山本　勝美

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年一月二十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

大阪府門真市中町一番一号
門真市土地開発公社
代表清算人　川本　雅弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

高知県高岡郡日高村沖名四〇〇九番地
農事組合法人日高農場
清算人　岡部　達雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月二十四日付長崎県知事からの命令を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十日

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地
清算法人別所ダム土地改良区
代表清算人　馬場　健二

配当公告

兵庫県神戸市西区玉津町新方四〇六番地の一
破産者　山本　修一

右の者に対する神戸地方裁判所明石支部平成二十三年（フ）第二八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二七、四九八、六二〇円
（内優先債権額　金六六〇、三五八円）

一、配当することのできる金額
金一一、三一〇、〇五二円
（内優先債権額　金六六〇、三五八円）

平成二十五年一月三十日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号
東成ビル四階あおい法律事務所
破産管財人　白子　雅人

配当公告

島根県雲南市加茂町大竹二四二番地一
破産者　有限会社荒木建設

右の者に対する松江地方裁判所民事部平成二十三年（フ）第一一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六〇、六〇七、六二六円

一、配当することのできる金額
金一三、六四六、七三二円

平成二十五年一月三十日

島根県松江市片原町一〇〇番地
破産管財人　高野陽太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市美園町二丁目一二番地六、最後の住所北海道苫小牧市山手町二丁目二番一〇号　クリスタル夏月四―二〇五
被相続人　亡　庄野　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月三十日

札幌市中央区北二条東九丁目一三番地一四
三雄マンション六〇一号、事務所北海道苫小牧市表町二丁目一番一四号　王子不動産第三ビル五階小寺・松田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細谷　祐輔

第75期決算公告

平成24年12月25日

京都市南区上鳥羽鴨田28番地
株式会社カシフジ
代表取締役　樫藤　達郎

貸借対照表の要旨　（平成24年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,329,230	流動負債	1,739,031
固定資産	1,435,887	固定負債	800,144
		株主資本	4,225,943
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,069
		利益準備金	10,069
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	4,108,889
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,083,889
		（うち当期純利益）	(369,961)
		自己株式	△3,015
資産合計	6,765,117	負債・純資産合計	6,765,117